

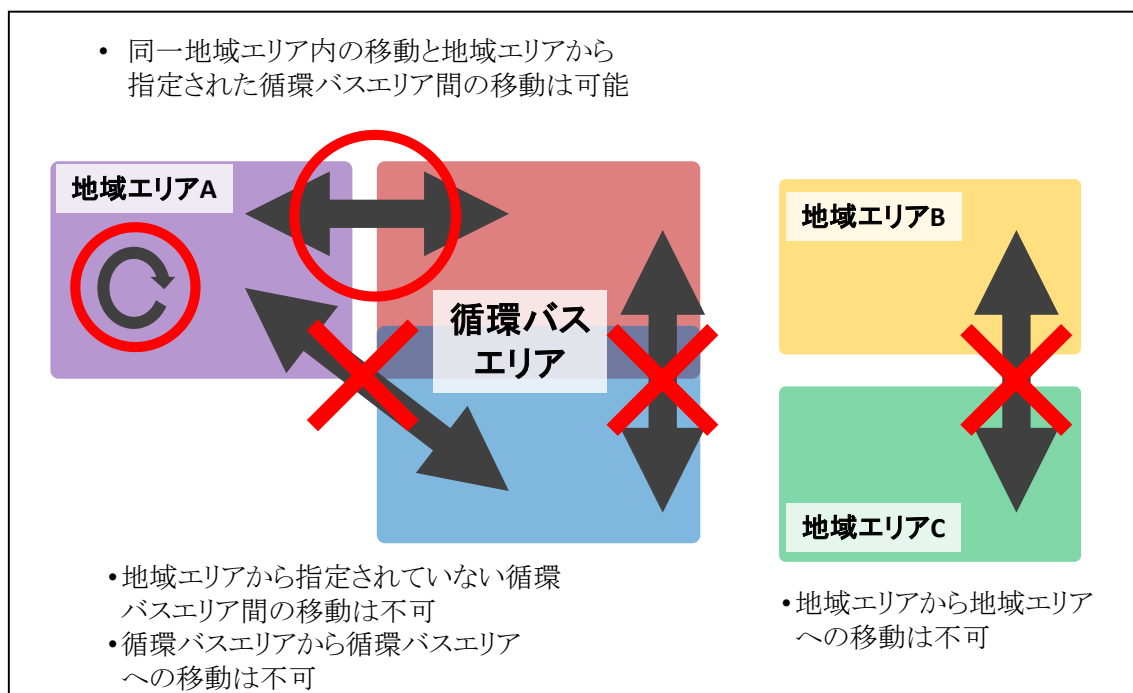
新設するデマンドタクシーの概要について

市は、平成 28 年度に「佐久市地域公共交通網形成計画」を策定し、本計画に基づき、佐久市内の公共交通の再編を実施する予定です。本書は、市で平成 29 年 10 月より導入を予定しているデマンドタクシーの運行の概要についてまとめたものです。

1. 運行エリア

デマンドタクシーは、佐久市内の 8 エリアにおいて運行を行います

利用は、地域エリア内、または地域エリアと指定された循環バスエリア間の移動に限定します。地域エリアから地域エリアへの移動、地域エリアと指定されていない循環バスエリア内への移動、循環バスエリアから循環バスエリアへの移動はできないものとします。（運行エリアの詳細は資料 2 を参照）。



※循環バスエリアが重複する停留所については地域エリアからの移動が可能です。

2. 運行経路

運行経路は利用予約に応じて、停留所間を最短距離で運行する経路を運行事業者が設計するものとします。

3.時刻表（案）

エリアごとの時刻表案を以下に示します。

平根・平賀エリア

便	運行開始時間
1	8:00
2	9:30
3	12:00
4	14:00
5	16:30

浅科エリア

便	運行開始時間
1	8:00
2	10:20
3	12:30
4	14:40
5	17:00

東・岸野・中佐都エリア

便	運行開始時間
1	8:00
2	10:30
3	12:30
4	14:30
5	17:00

布施・春日エリア

便	運行開始時間
1	9:30
2	12:00
3	14:30

※廃止代替バスが運行するエリアについては、朝夕の第1便、第5便は運行しません。

4.運行日、便数、車両、車両台数（案）

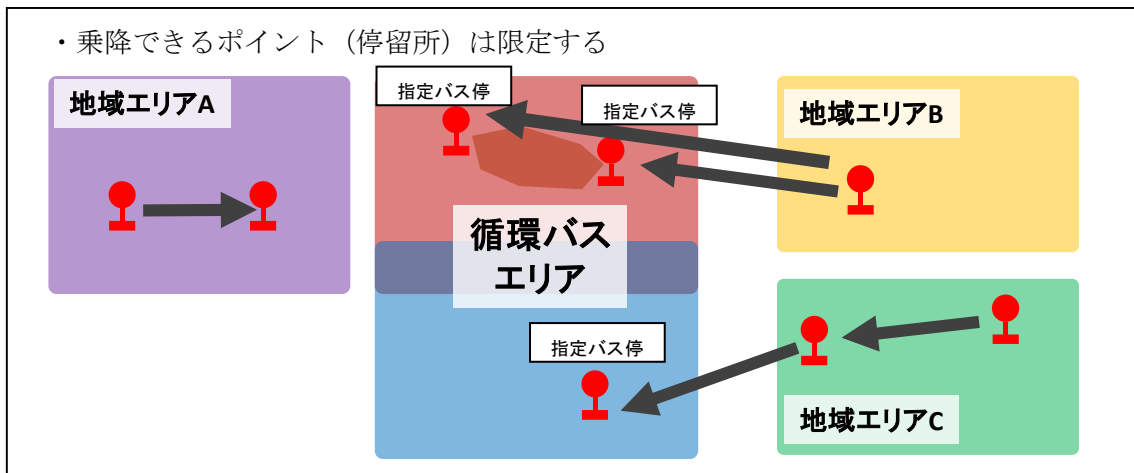
デマンドタクシーの運行は平日のうち3日とし、土日・祝日、12月29日～1月3日は運休とします。また、予約がない場合は運行しません。

運行便数は5便もしくは3便とし、車両は運行事業者が用意します。

地域エリア	運行曜日	便数	車両	車両台数	備考
平根	(未定)	5	普通車 大型車	複数車で 対応	
東		5 (3)			香坂線、志賀線のエリアは日中のみ3便運行
平賀		5 (3)			内山線のエリアは日中のみ3便運行
中佐都		5			
岸野		5 (3)			大沢線のエリアは日中のみ3便運行
浅科		5			
布施		3			
春日		3			

5.乗降ポイント

乗降できるポイント（停留所）は限定します（乗降ポイントの詳細は資料3を参照）。



(1)地域エリア

地域エリアにおける乗降ポイントは、廃止する市内巡回バスのバス停を基本に設置し、必要と思われる場所については新たに停留所を設置します。また、朝夕に運行する廃止代替バスのバス停も乗降ポイントとします。

ただし、フリー乗降エリアにおいては運行路線にあたる道路上で安全が確保できる場所に限り乗降することができます。

(2)循環バスエリア

循環バスエリアにおいては、乗降ポイントを下表のとおりとします。

地域エリア	循環バスエリア	乗降ポイント
平根	佐久北線エリア	佐久医療センター、佐久市役所、北中込駅、佐久平駅、岩村田駅前、浅間総合病院、
東		
中佐都		
平賀	佐久南線エリア	佐久医療センター、佐久市役所、北中込駅、中込駅、野沢バスセンター
岸野		

6.利用の基本ルール

利用に関するルールは、佐久市デマンドタクシー輸送事業実施要綱に定められている通りとします。基本的には、現在運行されている望月地域デマンドタクシー、臼田地域デマンドタクシーと同様とします。

7.予約の受付

利用者からの利用予約は、事業者が直接受け付けます。

予約受付の最終時間を前日の夕方4時頃を目安とし、その日に受けた予約状況を確認し、翌日のスケジュールが決定したところで、利用者に時間を伝えます。

利用予約受付の際は、下記を確認します。

- ① 利用者の氏名
- ② 電話番号（利用日に連絡がとれるもの）
- ③ 利用したい日
- ④ 乗りたい便（時間）
- ⑤ 乗りたいバス停名称
- ⑥ 降りたいバス停名称

※⑤⑥はフリー乗降エリアにおいては具体的な乗降希望場所とします。

予約のキャンセルは前日まで受け付けることを基本とします。ただし、当日キャンセル

があった場合にも対応できるようにします。

8.実績の報告

運行事業者は、市が提供する佐久市デマンドタクシー輸送事業運行状況等報告書に利用実績を記録し、運転手と利用者の署名をもらいます。実績は月 1 回、市に提出するものとします。

9.運賃

運賃は 1 乗車につき 200 円とします。

10. 運行にかかる費用

1 回の運行にかかる費用は各エリア毎に積算します。市の方で、全停留所を回るモデルルートをお示しするので、そのモデルルートに沿って、佐久医療センター（浅科エリアは塩名田停留所）からそれぞれの停留所までの距離の平均を元に、国で定められた一般乗用旅客自動車運送事業の運賃を適用して計算した額とします。

11. 運行形態について

平成 29 年 10 月から 1 年間は、道路運送法第 21 条に基づく試験運行とします。